

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月13日
【事業年度】	第169期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	東洋インキ製造株式会社
【英訳名】	TOYO INK MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐久間 国雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目3番13号
【電話番号】	03(3272)6002（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 平川 利昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目3番13号
【電話番号】	03(3272)6002（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 平川 利昭
【縦覧に供する場所】	東洋インキ製造株式会社関西支社 （大阪市福島区海老江一丁目12番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第169期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正（記載不備による追加）を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況）

##### ① 経営上の意思決定、執行および監督に関わる経営管理組織

<中略>

- ・当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

<中略>

- ・当社と社外取締役および社外監査役は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額としています。
- ・当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

<後略>

（訂正後）

（コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況）

##### ① 経営上の意思決定、執行および監督に関わる経営管理組織

<中略>

- ・当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

<中略>

- ・当社と社外取締役および社外監査役は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額としています。
- ・当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものです。

- ・ 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。
- ・ 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

<後略>

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

欄外注記なし

(訂正後)

(注) 当社は、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の買増しを請求する権利

以 上